

生徒指導に関する事項

I. 通学について

(1) 登校について

- ①生徒は8時25分までに登校し、8時30分にSHRでHR担任が出席確認を行う。
- ②自転車・バイク通学について
 - ア 登校時、自転車通学の生徒は、周囲の交通事情に配慮して、北門（生徒通用門）から構内に入る。生徒通用門（北門）は8時25分には閉まるので、それ以降の登校は正門を利用する。下校は正門からとする。
- ③自家用車での送迎について
 - ア 登下校時に自家用車で送迎する場合は、所定の場所（「送迎時のお願い」参照）での乗降とする。
 - イ 構内および正門付近での乗降は禁止する。また、私有地・商業地での駐停車はトラブルの原因となるので、避ける。
 - ウ 病気・怪我による送迎等、緊急の場合は構内への乗り入れを可能とする。

(2) 下校について

- ①完全下校時刻は19時とする。
- ②通常下校時刻は、月曜日～金曜日17時とする。
- ③学校が閉庁時以外の土曜日、日曜日や祝日は17時完全下校とする。

(3) その他

- ①登下校は制服を着用する。部活動のために休日または長期休業中に登校する場合は、体育着（ユニフォーム・顧問が認めたジャージ等も可）での登校も認める。
- ②登下校の際は、時間に十分余裕を持って、交通安全・交通マナーに十分注意する。

II. 欠席・遅刻・早退・外出について

(1) 欠席について

- ①欠席（遅刻）の場合は、7時45分から8時10分の間に保護者の方から学校に連絡する。
- ②学校において予防すべき感染症で欠席する場合も、上記の時間帯に学校へ連絡する。
登校再開時には学校所定の「学校感染症による出席停止認定願い」を提出し、速やかに出席停止の手続きを行う。

(2) 遅刻について

- ①8時25分（予鈴）には、HRで着席するよう5分前行動を励行する。
- ②遅刻について
 - ア HR担任は、8時30分にHRにおいて出席及び遅刻確認を行う。
 - イ 遅刻した生徒は、「遅刻届（ピンク色）」を記入し、HR担任及び教科担任へ提出する。
 - ウ 正当な理由がなく遅刻を繰り返す場合は、生徒指導係から別途、指導を受ける。

(3) 早退について

- ①早退する場合は、職員室にある「早退許可願（黄色）」に必要事項を記入し担任の許可印を得て早退する。なお、生徒は帰宅後、担任（もしくは学年の職員）に連絡する。
- ②健康上の理由による早退の場合は、学校から保護者に連絡する。

(4) 外出について

- ①登校後は無断外出を禁止とする。
- ②止むを得ず外出しなければならない場合は、「外出許可証」を発行するので担任に申し出る。

Ⅲ. 学校生活に関して

(1) 校内生活について

- ①学習の場である学校への不必要な物の持ち込みは禁止とする。また、校舎・校具は大切に扱い、破損・紛失のないように注意する。
 - ア 校舎・校具等の公共物を破損・紛失した場合は、速やかに担任または係職員に報告し、指示を受ける。状況により修繕費用が自己負担となる場合もある。
 - イ 私物の紛失・盗難があった場合は、「被害届」により速やかに届け出る。
- ②病気や怪我等で通院中の場合は、学校(担任)に申し出る。学校管理下の怪我で受診した場合は、保健室で日本スポーツ振興センター医療費の手続きを速やかに行う。

(2) 貴重品について

- ①貴重品の具体的な管理について(個人ロッカーの鍵は、各自で用意する。)
 - ア 財布・現金・カード等
 - ・移動教室 ⇒ 身に付ける、ロッカーに入れて施錠
 - ・定期試験 ⇒ 身に付ける、ロッカーに入れて施錠
 - ・その他の試験 ⇒ 身に付ける、ロッカーに入れて施錠、カバンの中
 - イ 携帯電話・スマートフォン・ノートPC等
 - ・移動教室 ⇒ ロッカーに入れて施錠
 - ・定期試験 ⇒ ロッカーに入れて施錠
 - ・その他の試験 ⇒ ロッカーに入れて施錠、カバンの中

(3) 校外生活について

- ①問題行動等を起こした場合について
 - ア 違法行為や交通事故・違反等を起こした場合は、速やかに担任または学校へ連絡する。
- ②海外に渡航する場合について
 - ア 個人的に海外に旅行する場合には、「海外旅行届」を提出する。
- ③アルバイトについて
 - ア アルバイトは原則禁止とする。ただし、家計上の止むを得ない事情がある場合は、担任に申し出て審議したうえで許可する場合もある。
- ④スポーツや稽古・習い事等の関係で校外団体に所属し、あるいは校外団体と行動をともにしようとする場合は担任に申し出る。

(4) 携帯・スマートフォンについて

- ①携帯電話・スマートフォンを校内で使用する場合は、「携帯電話・スマートフォン持ち込み届」を必ず提出する。使用時間・使用場所・禁止事項等については、別途「スマホに関する校内ルール」に基づいて取り扱うものとする。また、授業等で使用する場合は教員の指示のもと、使用する。
- ②携帯電話・スマートフォン等の取扱いについては、ルール・マナー及びモラルについて十分注意して使用する。また、SNSの利用においては、非常識・不適切な利用、参加、投稿等は断固として行わない。不適切な利用、投稿等が発覚した場合は生徒指導の対象となる。
- ③腕時計型の Apple Watch・SmartWatch等の通信機能が付帯されたものについては、取扱い(通信機能設定の有無に関わらず)を携帯・スマートフォンと同等とする。

IV. 服装・頭髪に関して

(1) 制服について

①制服については、「制服の組合せ一覧」を参考に着用するものとする。夏・冬服更衣の時期は設けない。但し、学校の式典等において指示があった場合には、その指示に従う。

制服の組合せ一覧（○：着用、◎：どちらかを選択、☆：着用可、－：着用不可）

	上 下	ブレザー	Yシャツ		ポロシャツ	ネクタイ	リボン		セーター ベスト
			長袖	半袖			グレー	赤	
1	冬スラックス	○	○	－	－	◎	◎	－	☆
2	(グレー)	－	○	－	－	◎	◎	－	☆
3	夏スラックス	－	○	－	－	☆	☆	－	☆
4	(紺)	－	－	○	－	☆	－	☆	☆
5		－	－	－	○	－	－	－	☆
6	冬スカート	○	○	－	－	－	○	－	☆
7	(グレー)	－	○	－	－	－	○	－	☆
8	夏スカート	－	○	－	－	－	☆	－	☆
9	(紺)	－	－	○	－	－	－	☆	☆
10		－	－	－	○	－	－	－	☆

②学校指定のセーター及びベストは年間を通じて着用できる。

③ベルトは黒革（人工皮革を含む）製のものとする。

④スカート丈は、膝程度（膝蓋骨にかかる）とする。

⑤化粧・ピアス・カラーコンタクトは禁止とする。

⑥靴は黒の短靴または運動靴とする。

⑦ソックスは白、紺又は黒色のものとする。（ワンポイント可）式典等の場合、スラックス着用時はクルーソックス、スカート着用時はクルーソックス及びハイソックスを着用し、色は紺又は黒色とする。

⑧スカートにストッキングを着用する場合は、肌色のみとする。但し冬季（11月～3月）は防寒のため黒のタイツ（40デニール以上）を許可する。

⑨冬のコートは、学生らしい派手でないものとする。（皮革製・ジーンズ製は不可）

(2) 頭髪について

①頭髪はパーマ・カール・染色など加工を禁止とする。

②男子の頭髪の基準は、前髪は目にかからない程度、後ろ髪は襟にかかる程度、横は耳にかかる程度とする。

③女子が頭髪を束ねる場合は、黒色のヘアピンまたは黒色のゴムひもとし、リボンなどの髪飾りは禁止とする。

(3) 異装届について

①特別の理由があって異装で登校する場合は、「異装願」を提出する。

V. 交通に関して

(1) 交通安全について

①交通ルールを遵守し、安全運転を心掛ける。万が一、事故・違反等を起こした場合は、速やかに学校へ報告する。

(2) 自転車通学について

①自転車で通学する場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けており、「自転車通学許可申請書」によって許可を受け、許可証（校名入りステッカー）を添付した自転車を用いる。

- ②運転時にはヘルメットを着用し、ながら運転（スマホ、イヤホン等）、並列走行、無灯火等がないよう交通ルールを遵守して安全運転を心掛ける。
- ③新規購入等ステッカーのない自転車で登校した場合は、生徒指導係に申し出る。
- ④電動キックボード等、特定小型原動機付自転車については不可とする。

(3) 第一種原動機付自転車（新基準：総排気量 125 cc以下、最高出力 4kw 以下）の運転免許取得について

- ①通学距離が実走 6 km以上でバイク通学を希望する場合のみ、所定の手続きを経て許可し、取得・通学することができる。免許取得は1学年の夏季休業以後の長期休業中とする。
- ②原動機付自転車の運転免許の取得を希望する者は、「運転免許同意書交付願」を提出し、運転免許取得審査委員会を経て、校長の許可を得るものとする。
- ③通学に際して、スクーター型の利用のみ許可し、電動バイク・スーパーカブ等のギア付きのバイク・モペット等の使用は不可とする。

(4) 普通自動車の運転免許取得について

- ①普通自動車の運転免許の取得は許可しない。ただし、就職内定者で就職後運転免許が必要な者、及び自動車整備関係の専門学校・短期大学に入学が内定している生徒については、12月以降の出席を要しない時期（平日を含む）の取得を許可している。（取得のみの許可であり、通学を含め運転は禁止とする。）
- ②取得についての手続き等は原動機付自転車の運転免許の取得に準ずる。

VI. いじめに関して

(1) いじめ防止基本方針について

- ①いじめ防止基本方針（本校ホームページに掲載）に沿った対応を行う。

VII. 生徒の政治活動及び選挙運動に関して

(1) 基本方針について

- ①生徒が行う政治活動及び選挙運動は、あくまで個人の自主的な判断に基づくものとする。
- ②生徒が政治活動及び選挙運動を行う際は、公職選挙法その他の法令を遵守する。
- ③学校の管理下における、次のような生徒の政治活動及び選挙運動は認めない。
 - ア 具体的な政治活動及び選挙運動。
 - イ 宣伝のための文書図画（ポスターや看板等）を掲示する。
 - ウ 集会や演説会を開催する。
 - エ ビラや機関誌等を配布する。
 - オ 署名を募る。
- ④校外での政治活動は保護者の理解を得る事が望ましい。その際は担任に申し出る。
- ⑤報酬を得て政治活動及び選挙運動へ参加してはいけない。
- ⑥法令等に違反する行為があった場合は指導の対象とする。

VIII. 集会・団体活動について

(1) 基本方針について

- ①集会を開催する場合は、責任者が前日までに生徒指導主事に申し出て許可を受ける。
- ②あらかじめ学校より許可されているもの以外の校外団体に加入し、あるいは校外団体と行動をとるにしようとする者は、保護者等の同意書を添えてHR担任及び生徒指導主事に申し出る。
- ③校外の団体で寄付・入場券の販売その他特別の交渉を持つとする場合は、校長の許可を受ける。

- ④校内競技や競演を催し、あるいは対外競技や競演に参加する場合には、関係教師を経て校長に願
い出、許可を受ける。
- ⑤学業成績劣等の者あるいは性行不良の者は、団体活動に参加する者となる事が出来ない。

IX. 伝達、掲示、印刷物等について

(1) 基本方針について

- ①不特定多数の者に伝達する場合は、関係教師の許可を得て行うこと。
- ②掲示する場合は、関係教師の承認を得て生徒指導係に申し出る。所定の場所に指定の期間掲示し
た後、責任をもって撤去する。
- ③印刷物を配布する場合は、事前に関係教師の指導を受けてから生徒指導主事の許可を得ること。
- ④校外機関に寄稿し、または研究の発表の宣伝などをする場合は、関係教師の指導を受ける。

X. 懲戒および指導に関して

(1) 次の行為は、懲戒又は特別な指導の対象とする。

- ①法令・法規に違反する行為
 - ア 飲酒・喫煙・窃盗・暴力行為・故意による器物破損・脅迫・金品強要
 - イ 交通法規違反または事故
 - ウ その他法令・法規に違反する行為
- ②本校の規程等に違反する行為
 - ア いじめ
 - イ 携帯電話・スマートフォン等を介したインターネットコミュニティの活用における非常識・不
適切な投稿及び参加
 - ウ 風紀上好ましくない場所への出入り
 - エ 試験における不正行為
 - オ 本校の規程の不遵守
 - カ その他、本校生徒としての本分にもとる行為